

新潟市訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 新潟市訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）は、重度の身体障がい者に対して訪問入浴車を派遣し、適切な入浴の介助を行うことにより、重度の身体障がい者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、新潟市とする。ただし、市長が認めた場合は、事業の一部又は全部を委託することができる。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、新潟市に居住し、次の各号のいずれにも該当する身体障がい者手帳1・2級を所持する身体障がい者（介護保険法（平成9年法律第123号）適用対象者を除く。）とする。

（1）自力又は家族若しくはヘルパー等の介助によっても、自宅では入浴することのできない者

（2）施設で入浴することのできない者

（3）医師が入浴可能と認めた者

2 市長は、前項に規定するほか、特に必要があると認めたものを利用対象者とすることができる。

(事業の実施)

第4条 事業の実施は次の編成による。

（1）運転手

（2）看護師

（3）入浴介助員

(事業の内容)

第5条 事業は、訪問入浴車により、利用対象者の家庭に訪問し、入浴の介助を行うものとする。

(利用回数)

第6条 事業を利用することができる回数は、日曜日を始まりとする1週間（以下「週」という。）に2回を上限とする。ただし、市長が特に必要と認める場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、7月1日（その日が日曜日でない場合は、その日を含む週の日曜日）から9月30日（その日が土曜日でない場合は、その日を含む週の土曜日）までの間における事業の利用回数は、週に3回を上限とする。

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者は、訪問入浴サービス事業利用申請書に医師の診断書を添えて、市長に申請しなければならない。

(利用の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した時は、これを調査し、利用の可否を決定のうえ当該申請者に訪問入浴サービス事業利用決定通知書により通知するものとする。

(利用料)

第9条 事業を利用した者（以下「利用者」という。）及びその扶養義務者（利用者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（利用者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税又は所得税法（昭和40年法律第33号）による所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）は、別表に定める利用料を負担するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は地方税法による市町村民税の当該年度分が非課税の者の利用料は免除するものとする。

2 第6条第2項に定める期間の利用で、週の3回目の利用に係る利用料は、前項の規定にかかわらず、1,250円とし、利用者が生活保護法による被保護世帯に属する場合又は利用者及び利用者と同一の世帯に属する配偶者（利用者が20歳未満の場合においては、利用者の保護者が属する世帯のすべての世帯員）の地方税法による市町村民税の当該年度分が非課税であるときは、これを免除するものとする。ただし、第6条第1項ただし書きの規定による場合の利用料は第9条第1項の規定によるものとする。

3 利用者及びその扶養義務者は、毎月当該分の利用料を翌月末日（11月分については1月4日）までに納入しなければならない。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日に当たる時は、それらの日の翌営業日をもって納期限とする。

(委託に係る費用)

第10条 第2条ただし書の規定により事業の一部又は全部を委託する場合の当該委託に係る費用は、別表2に定める費用の額を基準とする。

(運行日時)

第11条 事業による訪問入浴車の運行は、月曜日から土曜日（祝日及び12月31日から1月3日までを除く。）までの午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、臨時にこれを変更することができる。

(家族の協力)

第12条 事業を利用する者の家族は、入浴介護について積極的に協力しなければならない。

(遵守事項)

第13条 事業を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 病気その他の理由により事業を利用しない時は、入浴予定日の前日までにその旨を届け出ること。

(2) 市長が必要と認めた時は、入浴についての医師の診断書を提出すること。

(3) その他、事業に従事する職員（以下「職員」という。）の指示に従うこと。

(職員の注意事項)

第14条 職員は、次の事項に注意しなければならない。

(1) 入浴前に入浴者の健康状態に留意し、入浴させること。

(2) 入浴は、迅速かつ丁寧に行うこと。

(3) 入浴後の湯冷め等については、特に注意すること。

(4) 軽易な褥瘡等の手当てについては、可能な範囲で行うこと。

(5) 訪問入浴車の整備点検は、出発前及び終了後行うこと。

(事故処理)

第15条 訪問中に事故が発生した場合、職員は、ただちに事故処理をするとともに、市長に報告し、指示を受けなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(新潟市移動入浴車派遣事業要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 新潟市移動入浴車派遣実施要綱(昭和49年9月1日施行)

(2) 新潟市寝たきり老人巡回入浴事業運営要綱(昭和51年8月1日施行)

(経過措置)

3 平成25年7月31日において現に生活保護法による被保護者であつて、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の規定により算定したならば同日後も被保護者であつた者に係る第8条第1項の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該者を被保護者とみなす。

4 平成26年3月31日において現に生活保護法による被保護者であつて、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準の規定により算定したならば同日後も被保護者であつた者に係る第8条第1項の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該者を被保護者とみなす。

5 平成27年3月31日において現に生活保護法による被保護者又は被保護世帯(以下「被保護者等」という。)であつて、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準の規定により算定したならば同日後も被保護者等であつた者に係る第9条第1項又は第2項の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該者又は当該世帯を被保護者等とみなす。

6 事業の利用対象者は第3条のとおりであるが、当分の間、市長が特に認めた者については、施設における入浴と併せて週に2回までの範囲内において事業を利用することができるものとする。

7 前項の規定により事業を利用することができる者は、第6条第2項に定める期間、施設における入浴と併せて週に3回までの範囲内において事業を利用することができるものとする。

8 平成30年9月30日において現に生活保護法による被保護者等であつて、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準の規定により算定したならば同日後も被保護者等であつた者に係る第9条第1項又は第2項の規定の適用については、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間は、当該者又は当該世帯を被保護者等とみなす。

- 9 平成31年3月31日において現に生活保護法による被保護者等であつて、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準の規定により算定したならば同日後も被保護者等であつた者に係る第9条第1項又は第2項の規定の適用については、平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間は、当該者又は当該世帯を被保護者等とみなす。
- 10 令和元年9月30日において現に生活保護法による被保護者等であつて、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準の規定により算定したならば同日後も被保護者等であつた者に係る第9条第1項又は第2項の規定の適用については、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間は、当該者又は当該世帯を被保護者等とみなす。
- 11 令和2年3月31日において現に生活保護法による被保護者等であつて、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準の規定により算定したならば同日後も被保護者等であつた者に係る第9条第1項又は第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間は、当該者又は当該世帯を被保護者等とみなす。
- 12 令和2年9月30日において現に生活保護法による被保護者等であつて、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準の規定により算定したならば同日後も被保護者等であつた者に係る第9条第1項又は第2項の規定の適用については、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間は、当該者又は当該世帯を被保護者等とみなす。
- 13 令和3年3月31日において現に生活保護法による被保護者等であつて、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準の規定により算定したならば同日後も被保護者等であつた者に係る第9条第1項又は第2項の規定の適用については、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、当該者又は当該世帯を被保護者等とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市訪問入浴サービス事業実施要綱の規定は、平成18年10月分からの利用分から適用し、同年9月までの利用分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。ただし、改正後の別表の備考については、平成24年7月1日から適用とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。ただし、改正後の附則第5項については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

税額等による階層区分			負担基準額
C 1	前年分の所得税 が非課税の者	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課 税の者	50 円
C 2		当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税 の者	100 円
	前年分の所得税 が課税の者	前年分の所得税額の年額区分	
D 1		0 円 ～ 30,000 円	150 円
D 2		30,001 円 ～ 80,000 円	200 円
D 3		80,001 円 ～ 140,000 円	250 円
D 4		140,001 円 ～ 280,000 円	350 円
D 5		280,001 円 ～ 500,000 円	500 円
D 6		500,001 円 ～ 800,000 円	650 円
D 7		800,001 円 ～ 1,160,000 円	850 円
D 8		1,160,001 円 ～ 1,650,000 円	1,050 円
D 9		1,650,001 円 ～ 2,260,000 円	1,250 円
D 10		2,260,001 円 ～ 3,000,000 円	1,500 円
D 11		3,000,001 円 ～ 3,960,000 円	1,750 円
D 12		3,960,001 円 ～ 5,030,000 円	2,000 円
D 13		5,030,001 円 ～ 6,270,000 円	2,300 円
D 14		6,270,001 円 以上	12,500 円
備考			
1 利用者及びその扶養義務者が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に 応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。ただし、利用者にあつては、12,500円 を上限とし、扶養義務者にあつては、12,500円から利用者が負担する額を控除し た額を上限とする。			
2 この表における市町村民税の所得割は、地方税法第314条の2第1項第11号に 規定する所得控除について、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号） 第1条の規定による改正前の地方税法の例により算定した所得割とする。			
3 この表における所得税は、所得税法第84条第1項に規定する扶養控除について、 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前 の所得税法の例により算定した所得税とする。			

別表 2

一回あたりの費用	内容
12,864 円	事業の実施に必要な報酬，給料，職員手当，共済費，賃金，旅費，需用費（消耗品費，燃料費，光熱水費及び修繕費），役務費（通信運搬費及び手数料），委託費，使用料及び賃借料，備品購入費